

来年度の認定こども園・小規模保育施設の利用を考えている方へ

## 新規入園児を募集します



幼稚園や認定こども園、小規模保育施設を利用するには、**教育・保育給付認定**を受ける必要があります。**教育・保育給付認定**とは、保育の必要性の有無や利用者負担額を認定する手続きです。

申込受付期間 **令和4年4月1日入所希望の場合**

新規利用の方・在園児さんは

**12月6日(月)～令和4年1月7日(金)**

※1号認定(幼稚園部分)の各施設への申込受付期間は施設によって異なります。

※来年5月以降のご利用を希望される場合は、入所希望の前の月の1日から15日までの間に教育・保育給付認定申請書(入所申込書)に必要な書類を添え、子育て健康支援課 子育て支援班に提出してください。

教育・保育給付認定区分		申込みの方法
<b>1号認定</b>	<b>満3歳以上・教育を希望</b> 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)利用希望	教育・保育給付認定申請書(入所申込書)を記入し、希望する施設で内定証明を受け、子育て支援班に提出してください。
<b>2号認定</b>	<b>満3歳以上・「保育を必要とする事由」に該当</b> 認定こども園(保育園部分)利用希望	教育・保育給付認定申請書(入所申込書)に必要な書類を添え、子育て支援班に提出してください。
<b>3号認定</b>	<b>満3歳未満・「保育を必要とする事由」に該当</b> 認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設利用希望	<b>教育・保育給付認定申請書配布開始日</b> <b>12月1日(水曜日)</b>

※在園児さんは各施設から案内を行います。

### 保育を必要とする事由

お子さんの保護者、65歳未満の同居の親族などが、次のいずれかに該当していて家庭での保育ができない方。

- ① 自宅外で仕事をしている場合(おおむね1日4時間以上かつひと月15日以上)…会社勤務など
- ② 自宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合(おおむね1日4時間以上かつひと月15日以上)…自営業など
- ③ 妊娠中または出産後間がない場合(出産予定月と出産前3か月と出産後8週間)
- ④ 疾病、負傷、障がいなどがある場合
- ⑤ 同居の親族を常時介護、看護している場合
- ⑥ 災害などの復旧に当たっている場合
- ⑦ その他、前各項に類する状態であり町長が必要と認める場合

※父母以外の同居の親族(祖父母など)が保育できるときは、入所選考の際に、優先度が下がる場合があります。

### 施設一覧

区分	施設名	所在地	連絡先
認定こども園	くるみの森愛児園	帆足2207番地の6	☎(72)0854
	たかすこども園	帆足216番地の1	☎(72)2325
	くすのきこども園	塚脇486番地	☎(72)4527
	杉ノ子こども園	戸畑2858番地	☎(73)8120
	くるみ夢愛児園	太田266番地の1	☎(72)6066
	カトリック玖珠幼稚園	塚脇425番地	☎(72)1074
小規模保育施設	こすもす	塚脇428番地の1	☎(77)2323

☎ 子育て健康支援課 子育て支援班 ☎(72)2022